

障がい児 障がい福祉サービス一覧

障がい福祉サービスは、障がいのある子が利用するだけでなく、何かしら障がいの疑いのある、または育てにくさを感じているお子様に対して行う支援です。

障がいがなくとも利用は可能です。

障がい児通所給付

◎児童発達支援

未就学の子どもが対象の通所事業（事業所へ通う）。日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

◎放課後等デイサービス

就学中の子どもが対象の通所事業（事業所へ通う）。放課後や夏休み等の長期休業中において生活力向上のための訓練等、社会との交流の促進を行う場を提供します。事業所により、実施内容は様々です。

◎保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等に通う児童に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適應のための専門的な支援を行います。児童に対する直接支援だけでなく、保育所等への間接支援を実施。

◎障害児相談支援

障がい児通所支援の利用に関して、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができるよう、障がい児の心身の状況や置かれている環境などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画（障がい児支援利用計画等）を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの計画を図ります。